

# 「琉球秘策」について

黒田安雄

## 一 琉球秘策 解題

十八世紀末以来、西歐諸列強のアジアへの進出に脅威を感じていた鎖国日本の幕藩領主や知識人にとって、アヘン戦争は大きな衝撃であったが、現実に外圧に直面して何よりも必要とされたのは、一般的抽象的な海防論や攘夷論ではなく、当面の危機をどう切り抜けるかという具体的な方策であった。ここに紹介する「琉球秘策」は、天保十五（一八四四）年八月、薩摩藩士五代秀堯が執筆したもので、フランスの軍事的圧力を背景とした琉球に対する開国要求に、薩摩藩としてどのように対処すべきかを主客の問答形式をとりつつ具体的に論じたものである。

五代秀堯は通称を直左衛門、号を五峰と称し、御記録奉行や町奉行を歴任した薩摩藩有数の儒学者であった。長男は徳夫といい、鹿児島大学図書館所蔵の旧玉里島津公爵家の薩摩藩関係蔵書に写者・糾合者として名があられる。二男は幕末期に開国貿易・富国強兵を積極的に主張し、のち明治の政商として名を残した五代友厚である。アヘン戦争に示されたイギリスの中国侵略の状況を認識した上で執筆された本史料は、その後の薩摩藩の対外政策や政治的動向を知りうるのみならず、ペリー来航を契機に展開される開国をめぐる幕藩領主の対外交渉史の側面史料とし

て貴重である。

なお、ここに利用する故黒田清光氏所持本と同系統の写本が、明治以降、島津家において編纂された東京大学史料編纂所々蔵の「斉興公史料」（未刊）や国立国会図書館所蔵の「石室秘稿」（未刊）にも収められていて、後者収録の「琉球秘策」の跋文には、「右本書、義山元凱君之亡後、彼ノ邸ニ於テ一見を得、書中成敗得失之事、弁論尤其理ヲ尽ス（中略）、二子二郎四郎・三之介カ為ニ、二日ノ隙ヲ得テ記置者也、嘉永三庚戌三月九日義山公忌中ニ写ス、川村与十郎平秀允」とあり、また前者のそのあとがきには、「此本稿ハ川村純義保存ス、同氏ハ法元氏の親戚ナレハナリ、市広曰、法元氏ノ友人磯永孫四郎周徳ヨリ聞ク処ニ拠レハ、此書ハ江戸邸ニ在テ記シタル者ニシテ、斉彬公之ヲ覽玉ヒ、賞納セラレ、尙未將來ノ計画或ハ守備ノ策ヲ諮問セラレシニ、奉答ノ一篇ヲ捧ケタリト云フ」と、編者市来広貫の註記がある。

すなわち、今日伝わる「琉球秘策」は、法元六左衛門元凱が所持していたそれを嘉永三年三月に川村純義（薩摩藩士、のち明治の海軍大輔、海軍卿、海軍大将、伯爵）の父秀允が筆写したものであって、法元のそれは当時世子の島津斉彬も閲読する機会を得、その後の薩摩藩の積極的な富国強兵策に反映されたことが窺われる。事実、そのことは、五代の「琉球秘策」を踏まえて法元が斉彬に提出した「奉答ノ一篇」をよりどころに、弘化四（一八四七）年には軍制改革が本格的に実施されるに至り、新たに置かれた六名の軍賦役の一人に法元が任命されていることも示されている。

さて、「琉球秘策」が執筆されるに至った直接の契機は、天保十五（一八四四）年三月のフランス軍艦アルクメーヌ号の琉球来航にあった。艦

長以下上陸して通信・貿易・布教についての認可を要求したのであるが、琉球王府が頑強に拒否したため、艦長デユプランは宣教師フオルカードと中国人通訳を残して一旦退去した。しかし残留した両人は、イギリスに琉球占領の意図があることを強調して、琉球王府にフランスの保護下に入ることを勧め、近日中に再度フランス軍艦が来航することを述べて、先の三項目の認可を求め続けたのである。実際、イギリスもまた同年十一月に福州駐在の領事が琉球館に貿易の開始を申し込み、これを福州の琉球館が拒否するや翌弘化二（一八四五）年には沖繩に測量船サマラング号を派遣、ついで同三年四月には宣教師ベツテルハイムの一行を送り込んだのである。一方、アルクメーヌ号の琉球来航の問題が鹿児島に伝えられたのは、天保十五年六月五日であった。ただちに江戸にも事情が報告され、藩主島津斉興は家老調所広郷に命じて、これを老中阿部正弘と協議させた。その結果、警固兵を派遣するよう内命が下され、国許では七月二十六日、御用人二階堂行健の指揮する一隊を琉球に送ったのである。

「琉球秘策」が執筆されたのは、右のような状況のなかであり、西欧諸列強の琉球進出の意図を分析して、「琉球ノ処分ハ、絶ト和トノ二策ヲ主トスヘシ」と武力で抵抗することの不可能を説き、琉球における和交の方策を具体的に論じている。

「絶ト和トノ二策」のうちの「絶」の策とは、「礼ヲ恭フシ、辞ヲ卑シ、琉球産物ノ好品ヲ莫大ニ贈」という方法で、西洋諸国の開国要求を拒否しようとするものであった。すなわち、第一には、「蔽邑常ニ唐土・日本トノ力ヲ以テ財食ノ供給ヲ遂ケ、僅ニ国立コトヲ得ル」・「然ルニ日本国法天主教ヲ禁シ、西洋諸国ト交通ヲ禁スルコト甚厳ナリ、貴国

「琉球秘策」について（黒田）

ト交通スルトキハ、全ク日本ト通スルコト能ハス」と述べて、琉球が日本との通航を断ち切られては存在しえない国であることを主張する。右の口実が受け入れられないときは、第二に、「北京ニ中山王ヨリ使ヲ遣シ」、宗主国である清朝に要請して、皇帝の詔により開国拒否の意志を西洋諸国に周知させる。第三には、アヘン戦争に敗れた清朝としては西洋諸国に詔を出さないことが考えられること、また詔が出されたとしても西洋諸国が従わないことがあるから、その際は、「琉球ハ、陽ハニ唐土ノ封爵ヲ受クト雖モ、又日本ニ貢シ、日本ヨリ保護ノ国タリ」という事実を明白にし、日本において外国との通航は幕府の直轄地長崎において行われるものであることを説き、「其地ノ日本官吏ニ啓スヘシ、近クハ薩摩ナレトモ、薩摩ニテハ其事通セスト教へ、直ニ日本長崎へ振付ル手段」を講ずべきことを挙げている。

しかし、それでも西洋諸国がその軍事力に訴えて侵略の気配をみせるならば、要求の件に関しては、「日本ト相議シテ再答」すると述べて時をかせぐ一方、交戦を避けるためには、「和」すなわち和好通商もやむなしというものであった。「通商ヲ許サスニハ、干戈ノ禍起リ、日本迄モ乱トナルヘキコトヲ告ケハ」、幕府もこれを認めざるを得ないのであるから、「西洋通商ニ於テハ、本藩ノ利ニナル様ニ対策ヲ運スヘシ」と述べている。すなわち、「琉球秘策」では「皇国ノ乱ヲ引起ス故ニ、機宜ニ依テハ通商ヲ許サン」という、現実的な認識の上になつた開国論が事実上展開されているのであり、その政策の根底には、「方今ノ事モ、近キ清国ノ事ヲ以テ鑑トスヘシ」とあるようにアヘン戦争が教訓となつて、その有する旧来の幕藩軍勢力では西欧諸列強のそれに充分対応できないという客観的認識が存在した。

「琉球秘策」について(黒田)

## 二 凡 例

- 一、校訂にあたっては、用字は原則として底本の通りとしたが、異・略・俗体などの文字は、大部分を現在通行の字体に改めた。
- 二、送り仮名などは不統一に用いられ、また文意の通じ難い個所もま  
まあるが、底本どおりとした。

- 三、本文中に適宜読点「、」、「」および並列点「・」を付した。
- 四、傍註は( )で囲んで、原則として初出の箇所に加えた。

## 三 琉 球 秘 策

### 琉球秘策題辭

天保甲辰三月十一日、西洋仏郎察国ノ船一艘琉球ニ来ル、船所乗凡二百  
(十五年、十二月に弘化と改元)  
 三十人、其酋長琉球ニ告テ曰、仏郎察国ハ從來唐土へ通ス、故ニ清主ノ  
 命ヲ蒙リ、唐土隣近ノ諸国へ通商ス、因テ琉球へモ交易セント欲スト、  
 琉球辞スルニ、琉球小ク財薄キ故交易スルコト能ハサルヲ以テス、船酋  
 曰、交易ヲ得スンハ和ヲ通シ好ミヲ結ハント、琉球又是ヲ辞ス、船酋不  
 聽シテ曰、交易和交ノ事更ニ熟議スヘシ、此後六ヶ月ヲ経テ、我大総兵  
 船ヲ遣ハサン、其時再答スヘシ、十九日仏郎察国人一人・唐土人一人ヲ  
 港ニ下シ、本船ハ帆ヲ揚ク、琉人其故ヲ問フ、対テ曰、大総兵船来ル時  
 ノ通事ニ備フト、於是琉球其二人ヲ仏寺ニ居ラシメ、守卒ヲ置ク、廿八  
 日唐土人通事トナリ、琉球ニ告テ曰、諳厄利亜多年琉球ヲ取ルノ志アリ、  
 他日必ス兵船ヲ遣ハサン、今仏郎察ト和好ヲ修シ保護ヲ得ハ、諳厄  
 利亜ヨリ国ヲ奪ハルノ禍ナカラント、且強テ天主教ヲ授ケントス、琉球  
 辞スルニ、吾国孔子ノ教ヲ学フ故、天主教ヲ受クルコトヲ得サルヲ以テ

ス、琉球在番奉行本府ニ状啓ス、(一) (鹿児島) 八月邦君官吏數員兵卒一隊ヲ琉球ニ遣  
 ハシテ、其事ヲ処分セシム、府下輿議紛然タリ、予居常慨然トシテ、以  
 為頃年屢々聞ク、西洋ノ醜虜久シク、皇国ヲ窺フノ志アリ、本藩ハ琉球  
 諸島ヲ奄有ス、(2) 外寇ノ患最其先ニ居ル、守禦ノ術特ニ重シトス、今ヤ果  
 シテ西洋人琉球ニ来ル、其志測ルヘカラス、処分ノ得失ニヨリテ邦家ノ  
 安危ニ係ル、予力輩其事ニ拘ラスト雖トモ、臣タル者邦家ノ事アルニ臨  
 ンテ、社稷万全ノ策ヲ思ハサルヘケンヤ、是秋一友人命ヲ奉シ、海ニ航  
 シテ琉球ニ役ス、開帆ニ臨ンテ予ニ請フニ、琉球ノ処分ヲ記シテ贈ラン  
 事ヲ以テス、予謂ラク事ニ処シテ善ク謀リ、変ニ応シテ明ニ断スルハ学  
 術ノ要道也、故ニ予メ所定ノ方略ヲ記シ、問ヲ設ケ、答ヲ致スコト十余  
 条トス、其所論ハ弓銃ヲ用ヒス、劍戟ヲ施サス、扇ヲ揮ヒ煙ヲ吹テ談笑  
 ノ間、醜虜ヲ却クルノ術也、他日此事ノ成敗当否ヲ試ミント欲スルノミ  
 天保甲辰秋八月五日  
 五峰山人 誌

### 琉球秘策

客問テ曰、仏郎察琉球ニ来テ交易及ヒ和好ヲ求ム、是ヲ許サンヤ否、又  
 軍兵ヲ発シテ武威ヲ主トシ、是ヲ追払ンヤ否、対曰、孫子十三篇ニ始計  
 廟算ヲ根本トス、方今彼我ノ形勢ヲ廟算スルニ、大綱ノ趣意、絶ツト和  
 トノ二策ヲ用ユヘクシテ、戦ハ用ユヘカラス、絶ツトハ何ノ謂ソヤ、交  
 易和好ヲ絶ツコト也、和トハ何ノ謂ソヤ、通商和好ヲ許スノ事也、竊ニ  
 西洋ノ情状ヲ料ルニ、仏郎察陽ニ交易和好ヲ以テ琉球ニ告ト云トモ、陰  
 ニ琉球ヲ從ヘテ根本トシ、漸々南海諸島ヲ蚕食シ、皇国ヲ覬覦スルノ志  
 ナラン、今ヤ屢々聞ク、歐羅巴洲各国ノ徒、西洋ニ交易セサル国々ハ、兵  
 船ヲ発シ攻伐スヘキトノ議有テ、日本国ハ交易ヲ絶ツ故ニ、西洋ヨリ攻

伐スヘキトノ説アリト、頃年諸厄利亜唐土ト戦テ勝利ヲ得、其勢猖獗ナ  
 リ、去々年諸厄利亜和蘭船ニ由テ大府ニ告ルニ、来寇ノ情ヲ以テス、且  
(天保十三)  
 ツ薩摩ニ恨ミアル故、薩摩ニ来ルヘシト云ヘリトソ、又此秋、西洋ノ使  
 節船長崎ニ来テ大府ニ密書ヲ呈ス、(6)此使節船ハ常ノ蘭船ニ非ス、又琉球ニ仏  
 郎察来テ通商和好ヲ求メ、天主教ヲ弘メントシ、且告ルニ諸厄利亜他日  
 兵船ヲ遣スヘキノ事ヲ以テス、諸厄利亜ト仏郎察トハ各自ニ別國ト云ヘ  
 トモ、皆歐羅巴洲中ノ國ニテ其人一躰ナルニ、彼船長崎・琉球一時ニ来  
 ルハ疑フヘキニ非ヤ、彼等所謀アルニ似タリ、彼南洋爪哇ハ、西洋ノ徒  
 東海往来ノ要港巢窟トス、琉球モ亦西洋ノ爪哇ノ如クスル志ナラン、然  
 ルニ今ヤ仏郎察琉球ヲ窺フ、我軍琉球ニ至リ彼力所求ヲ断然許サス、更  
 ニ武威ヲ主トシ追払フ術ヲナサハ、西洋人恨ヲ結ビ覺ヲナスヲ幸トシ、  
 他日其國ノ兵ヲ發シ、或ハ歐羅巴諸國ト議シテ、大軍ヲ起シテ来リテ琉  
 球ヲ攻メン、干戈一タヒ起ラハ、復解クヘカラス、本藩亦精銳ノ兵ヲ拵  
 ヒ大軍ヲ出シ、海ニ浮テ遠ク琉球ヲ争ハンニ、吾邦昇平久シク戦ニ習レ  
 ス、殊ニ海上ノ戦ハ彼長シ我短ク、勝利ナキコト明カ也、(琉球國王)假令海上ノ戦  
 ニ及ハス、琉球ニ至リ孤島ノ城ヲ守ルモ、敵多ク我寡ク、中山王必ズ降  
 ル外ハ急卒ノ応援ナク、始終ノ勝利アルヲ見ス、然ルニカクノ如ク重兵  
 ヲ琉球ニ遣ストキハ、本藩ノ守リ空虚トナルヘシ、彼歐羅巴洲ノ諸國兵  
 ヲ合シ力ヲ戮セテ、大船数千艘薩摩琉球往来ノ海路ヲ遮リ、大島・徳  
 之島等ハ勿論屋久・種子・甕等ノ諸島ヲ奪ヒ、沿海ノ諸郡村邑ニ寇シ、  
(鹿兒島)  
 鹿府連モ海路自由ナレハ、直ニ鹿府ヲ来リ襲ハン事モ測ルヘカラス、且  
 是ヨリシテ日本國中ノ干戈トナルヘシ、干戈一タヒ起ラハ、莫大ノ禍從  
 サテ起ルコト見ルカ如シ、仏郎察ハ歐羅巴洲中ノ大國ニ係レリ、其本國  
 長六百里、(日本里数下、)横四百里、諸厄利亜ハ西洋ノ島國ニテ、其大サ南  
是ニ徴ヘ

「琉球秘策」について(黒田)

北経度・東西緯度共二十度(一度ハ日本里数ニ、)此二國本國ノ大サ此ノ如シ  
 トイヘトモ、亞細亞洲・利未亞洲・垂墨利加洲等ノ内ニテ遙領ノ屬國甚  
 多シ、又歐羅巴洲内上ノ二國ヲ除テ、外魯西亜・伊斯把爾亞・波爾杜瓦  
(イタリア)  
(テルマニア)  
 爾・意太里亞・弟而万爾亞等ノ諸國ハ、皆五大洲ノ各國ニ交易シテ遙領  
 ノ國土多シ、今仏郎察ト一タヒ干戈ヲ結フトキハ、魯西亜等ノ諸國モ是  
 ニ応援シテ心ヲ同シ、力ヲ戮セ来リ寇スコトモ測リカタシ、(諸厄利亜人唐土)  
(薩摩(薩・隅・日))  
 羅巴洲ノ諸國モ、本藩三州ノ力ヲ以テ、世界ノ大國ト戦争ヲナス、其勢ノ  
応援ノ説有リ  
ト戦争ノ時ハ歐  
 懸絶思ハスンハアルヘカラス、且夫兵法ハ或ハ我ヲ守リ、或ハ敵國ヲ攻  
 メ、進退虚実変化百出シテコソ勝利ヲ得ルモノ也、然ルニ西洋ノ諸國ハ  
 数万里ノ大洋ヲ隔テ、我ト彼ト兵ヲ交ルハ敵ヨリ常ニ攻ヲ受ルノミニ  
 テ、我ヨリハ数万里ノ海ヲ渡リ敵國ヲ攻ルコト能ハス、故ニ戦ヲナスニ  
 モ追払フ切リニテ、俗ニ所謂ル受太刀ニテ、形勢ノ利ナキヲ見ルヘシ、  
 是ニ由テ見レハ本藩ノ地方ハ本也、琉球ノ屬國ハ末也、本藩ノ本ヲ虚フ  
 シテ琉球ノ末ヲ争フハ、我失策ナルノミナラス、其大禍大害ナルコト明  
 也、凡ソ名将ハ常ニ不敗ノ地ニ立テ全勝ノ策アル時ノミ戦ヲナス、危敗  
 ノ機アルトキハ戦ハサル也、或ハ戦テ勝チ或ハ不戦シテ敵ヲ屈ス、皆名  
 將ノ術也、愚將ハ是ニ反ス、孫子曰、兵者國ノ大事、死生之地存亡之道不  
 可不謹也ト、此言思フヘシ、故ニ琉球ノ処分ハ、絶ト和トノ二策ヲ主ト  
 スヘシ、必ス戦ヲ用ユヘカラス、又考ルニ、凡古来双方戦ニ及ヒ一方戦ニ  
 負タル後、遂ニ和談トナリタル例甚多シ、若方今此方ト西洋ト戦ヒニ及  
 ヒ、戦或ハ利アラスンハ時宜ニ依リ和談ニナルコトモ知ルヘカラス、未  
 タ戦ハサル始ニ彼ト和議ヲナセハ、此方彼ニ押付ケラルル事モナキ故、  
 何ソ恥ニナラサルコトナレトモ、既ニ戦負タル以後和議ニナレハ、彼ヨリ  
 縦恣ニ威力ヲ逞シテモ、此方ヨリ彼ヲ抑ヘ制スルコトハナリカタキ勢ニ

## 「琉球秘策」について（黒田）

ナリテ、此方ハ頭ヲ上ルコトナラサル也、其時ノ残念想像ヤルヘシ、故ニ今事ノ始ニ彼我ノ形勢ヲ料テ、絶ツト和トノ二策ヲ用テ戦ヲ戒ルナリ、若又戦ニ及タル上ハ、挙国死戦シテ和議ヲナスヘカラス、頃年清国ト諳厄利亚国ト兵争ノ事ヲ記セル書ヲ見ルニ、阿片商売ノ事ヨリ起ル、古来阿片商売免計ナリシカ、国害アリシ故清国ヨリ禁セラレシニ、故アリテ戦ニ及、清人連年戦ニ利アラス、遂ニ清国ヨリ和ヲ請ヒ、和成ル故ニ、諳厄利亚人種々縦恣ニ威ヲ逞スレトモ、清人抑へ制スルコトアタハス、清人モ和議ヲナスナラハ、事ノ始メニナセハ其失ナカリシナルヘシ、前車ノ覆ヘルハ後車ノ戒メ、方今ノ事モ近キ清国ノ事ヲ以テ鑑トスヘシ、

客問テ曰、戦ノ害ナルハ既ニ聞ク、其絶ツト和トノ方略ヲ聞カン、対テ曰、先ツ絶ツ策ヲ明ニシ、而シテ後ニ和スル策ヲ述ン、西洋諳厄利亚人往年ヨリ屢々琉球ニ来リ、或ハ通商ヲ請フ、昨年モ琉球八重山島ニ来テ測量ス、其通商ノ如キ、琉球皆是ヲ辞シテ止ム、然ルニ又今度琉球ノ説ヲキクニ、仏郎察カ琉球ヲ窺フ其志一朝一夕ノ事ニ非ス、彼國人ト唐人トヲ残シ、大総兵船重テ来ラント告タルニテ、其情形ヲ見ルヘシ、仏郎察ノ言ニ諳厄利亚久シク琉球ヲ取ルノ志アリ、他日必ス兵船ヲ遣ハサント言ヘルニテモ、諳厄利亚力往年以来ノ所為ニ符合セリ、諳厄利亚ハ唐土ノ事未タ全ク結局セストキケハ、彼事終テ後來ラン、故ニ此秋ハ必ス仏郎察来リ、琉球ノ答ヲキクヘシ、サテ仏郎察来ル時ハ、我渡海ノ士卒ハ潜マリ蔵レ、蕃人ヲシテ知ラシムヘカラス、琉球ヲシテ彼ト應對セシムヘシ、其応接ノ方ハ礼ヲ恭フシ、辞ヲ卑シ、琉球産物ノ好品ヲ莫大ニ贈リ、対ヘシムルニハ、貴国所告ノ事更ニ相議スルニ、当春所答ノ如クニテ更ニ他方ナシ、琉球國小ク財乏キ故、一國ノ力ニテ貴国ト交易ノ品

ナシ、蔽邑常ニ唐土・日本トノ力ヲ以テ財食ノ供給ヲ遂ケ、僅ニ国立コトヲ得ルナリ、特ニ日本諸島ノ如キ、琉球ト隣近セル故、其往来便利也、琉球大風多ク米穀都テ尽ルコト多シ、其外水旱飢饉ニ逢フヤ唐土稍速キ故、大旨隣近セル日本諸島ノ力ニテ餓死ヲ免ル、且諸器ニ至テモ、日本諸島ヨリ致シテ我用ヲ足ス、故ニ日本ヲ離レテ我國独り立ツコトヲ得ス、然ルニ日本国法天主教ヲ禁シ、西洋諸国ト交通ヲ禁スルコト甚嚴ナリ、貴国ト交通スルトキハ、全ク日本ト通スルコト能ハス、長ク日本ト絶ツ、今日本ヲ離レテ貴国ノ命ニ從フトキハ、貴国ノ力ノミ是頼ム、貴国ノ如キ遠ク海上數万里ヲ隔ツルヤ、貴国ノ船ノミ琉球ニ至リ、此方ヨリハ貴国ニ至ル事ヲ得ス、我急卒ノ飢饉若クハ事變等ニ逢フヤ、貴国ニ告クルコトアタハス、貴国亦事故有テ、此ニ来ルコトアタハサル時ハ、琉球如何ントモスルコトアタハス、假令財宝山ノ如ク積ムトモ、飢死ヲ免レス、貴国又天主教ヲ授ントス、既ニ前日所告ノ如ク、蔽邑既ニ孔子ノ教ヲ学フ故ニ他教ヲ受ルコトヲ得ス、且国民天主教ヲ習ヘハ日本ト絶ツ、其患前ニ所述ノ如シ、今貴国蔽邑ヲ保護セントス、其仁慈謝スルニ言ナシ、然トモ交通ヲ得サルノ情状実ニカクノ如シ。伏シテ願クハ寛宥ヲ垂テ亮察加ヘ玉ヘト云々、箇様ノ趣意ニテ交通ヲ断ルヘシ、然トモ當春既ニ右ノ趣意ニテ仏郎察ニ琉球ヨリ述タルナラハ、今亦同趣意ニテ断ルハ重複ニシテ返答ノ要機ニ非ラス故ニ、時宜ニ由テハ、仏郎察ニ答フルニ前文ノ意ヲ本トシテ、更ニ未タ所不告ヲ以テ是ニ答ヘテ実ヲ履シ、義ヲ立テ答フヘシ、然ルニ右ノ趣意ニテ交通・通商ヲ断リテ、西洋人許容セハ大幸也、然レトモ西洋ノ徒、種々ノ事ヲ言ヒ立テ許容セサルトキハ、先ツ唐土ノ北京ニ中山王ヨリ使ヲ遣シ、唐土ノ天子ニ上疏シテ願フヘシ、其趣意ハ、西洋人來留リテ交通・通商等ノ事ヲ強テ請フ、然ルニ琉球國小

クシテ貧乏ナル故ヲ以テ、西洋ノ徒ニ是ヲ辞ス、然トモ西洋人聴カス、如何トモスルコトアタハス、琉球ハ唐土ノ属国ナル故、仰キ願クハ詔ヲ西洋仏郎察等ノ国王ニ下シ、琉球国小ク財乏シ、若シ西洋ニ通商・通交ヲナストキハ、困ミ財匱シク、一國是カ為ニ立ツコトヲ得ス、今中山王上疏シテ実ヲ奏ス、故ニ西洋ヨリ琉球ニ通商・通交ヲナスコトナカレト、固ク禁制ヲ垂レ玉ヘト願ヘシ、唐土ノ天子ヨリ西洋ノ国王ニ詔ヲ下サム、西洋ノ国王謹テ詔ニ從テ、琉球ニ来ルコトヲ止テ舟船ヲ引去ン、然トモ今ヤ唐土ノ天子モ西洋ノ徒ト合戦シテ敗績シ、或ハ西洋ニ詔ヲ下スコトヲ旨ンセス、或ハ西洋ニ詔ヲ下シテモ仏郎察国王等唐土ノ詔ニ從ハスシテ、猶琉球ニ、彼国ヨリ通商・通交等ヲ求テ止マサルトキハ、其实ヲ告テイヘ、琉球ハ陽ハニ唐土ノ封爵ヲ受クト雖モ、又日本ニ貢シ、日本ヨリ保護ノ国タリ、琉球国小クシテ独立スルコトヲ得サル故ナリ、且日本ト境ヲ接シ、飢饉凶歳等皆日本ニ救ヲ仰ク、若日本ト絶タハ琉球タ、ス、故ニ万事日本ノ免計ヲ受スンハ、琉球独リ決断シテ事ヲ行フコトヲ得ス、故ニ貴国直ニ日本長崎ニ至テ、琉球通商等ノ事ヲ請フヘシ、日本ニハ霸王アリテ国事ヲ決断ス、外国ノ通使ハ長崎トイヘル処アリ、其地ノ日本官人ニ啓スヘシ、<sup>(9)</sup>近クハ薩摩ナレトモ、薩摩ニテハ其事通セスト教ヘ、直ニ日本長崎ヘ振付ル手段ヲナスヘシ、且此事ハ成丈ケ琉球人ヨリ言語ニテ説シメ、文字ニテハ述フヘカラス、文字ニテハ形跡残リテ不可ナレハナリ、凡ソ西人ニ応接ノ法、務メテ謙卑ノ礼ヲ用テ、忤フコトナキヲ第一トスヘシ、凡人情ハ手下テ礼ヲ卑フスレハ、相手ヨリ暴横ハナラサル者也、尤此方ヨリ言フコトノ遂ケサルヲ以テ残念ト思ヒ、強テ押付事ヲ敗リ、彼ヲ激スヘカラス、<sup>(10)</sup>是第一ノ心得也、然ルニ今様ニ答ヘテ直ニ日本ニ往クコトヲ許容セス、彼力所求ヲ琉球ヨリ許サル故、

「琉球秘策」について(黒田)

彼種々ノ事ヲ言ヒカケ、怒リノ色ヲ見ハシ、侵掠或ハ干戈ニ及フヘキ機サシアルヲ見ハ、蕃人ニ告ルニ、日本ト相議シテ再答スヘキヲ以テスヘシ、此方計ニテハ潜ニ許スコトナラス、此事日本返答ノ上ニテ非サレハ決シカタキトテ、其事ヲ延緩スヘシ、カクテ渡海ノ官徒兩三人本府ニ帰リ其事ヲ啓スヘシ、尤輕キ和好モ通商モ大府ノ許可ナケレハナラサルコトナレハ、下条ノ趣意ニテ大府ニ請フヘシ、若諸厄利亜来テモ同法ヲ用フヘシ、又其交易場ハ琉球八重山・宮古島ヲ以スヘキヲ蕃人ニ乞フヘシ、<sup>(11)</sup>大信公モ嘗テ琉球先島ニ於テ榷場ヲ開カレ、珍宝ヲ得ラルヘキ議迄ハアリシトゾ、<sup>(12)</sup>然レトモ蕃人若是ヲ聞サルトキハ、彼ハ運天ニテ交易ヲナサシムヘシ、薩人ト一所ニテ交易セサルヤウニスヘシ、一タヒ彼ト交易ヲ開クトキハ、多事必ス起ルモノ也、後來ノ禍、永年ノ害ナキヤウニ、熟考詳議シ、堅固ニ法律ヲ建ツヘシ、

或人又問テ曰、大府ニ西洋通商ヲ請ニハ、何ヤウノ処置ヲ以テスヘキ耶、<sup>(13)</sup>対曰、琉球ハ慈眼公以來本藩ニ臣属シ、附庸ノ国トナル、然レトモ唐土ノ封爵ヲ受ルコト故ノ如シ、邦君ノ命ニテ薩摩附庸ノ国タルコトハ、海外諸国ニ泄スコトヲ禁セラレ、陽ハニ許サル、<sup>(14)</sup>ハ宝諸島ト往来通商スルノミ也、然トモ唐土及ヒ海外諸国モ、其実ヲ知ラサルモノナシ、其事唐土諸書ニ多ク見ユ、<sup>(15)</sup>唐土ヨリ中山王ノ封爵ヲ受ルユヘ、海外諸国ヨリ云ヘハ日本ト並ヘル一國也、薩摩附庸ノ国ト称シ、琉球十三万石ハ本藩七十万石ノ内ナルハ日本国中迄ノ事也、<sup>(16)</sup>琉球唐土ヲ父トシ日本ヲ母トスル、此言実ニ称ヘタリ、往昔韃靼ヨリ明国ヲ取りシ時、琉球ヲ胡服ニ改ムヘキ間ヘアリテ、大府ニ啓セラレシニ、大府ノ命下リ、何様トモ清主ノ処分ニ從フヘキ命下リシコトアリ、其事、左ノ如シ

## 「琉球秘策」について（黒田）

寛永十五年、邦君（九代島津光久）唐土ノ軍兵琉球ニ寇セントスルヲキ、迺チ伊東肥後守祐昌・平田狩野介宗弘・猪俣為右衛門則康ヲシテ琉球ニ使セシメル、十月十五日、帆ヲ開ク、翌年四月十九日、祐昌・宗弘琉球ヨリ帰り事峻ル故也、此時ハ清人未タ明ヲ取ラス、明ノ東南ハ流賊李自成・張獻忠等兵乱盛ン也、琉球入寇トハ流賊ノ属ナリシニヤ、正保元年甲申明崇禎十七年清順治、清太宗明ノ北京ヲ取テ都トシ、国号ヲ清ト云、四年、邦君大府ニ啓シ、伊地知縫殿介重治・遠矢金兵衛良珍ニ命アリ、兵卒ヲ率テ八重山島ニ行キ守リ外寇ニ備フ、翌年、其守兵ヲ罷ラル、明曆元年明世祖順治十二年七月、先是藥丸刑部左衛門長崎ノ藩邸ニ在リ、福州ノ来船ヨリ聞クニ、清主詔アリ、海船ヲ福州ニ造リ、使ヲ遣シ琉球ヲ詔撫ス、既ニシテ琉球藩州ニ状啓ス、時ニ邦君江戸ニ在リ、藩相島津図書久通・伊勢兵部貞昭・新納右衛門久詮・町田勘解由久則・鎌田源左衛門政直等相議シテ曰、琉球古来吾薩ノ附庸タリ、今韃靼（清國）ノ為ニ衣冠ヲ変セラレントス、果シテ然ラハ、独リ公ノ恥ノミナラス、皇國ノ恥ナルニ似タリ、宜シク公ニ以聞シテ、大府ニ請ヒ、琉球ニ軍立シテ是ニ備フヘシト、此月十九日、中村佐五右衛門・鎌田甚兵衛ヲシテ江戸ニ如カシム、藩相島津筑前久頼・島津中務久茂ニ由テ公ニ以聞ス、八月、邦君酒井讚岐守忠勝ト議シ、久茂（老也）ヲシテ松平伊豆守信綱ニ請ハシメラル、二十二日、信綱等公ヲ召シ諭シテ曰、宜シク琉球ヲシテ、韃靼王ノ命ヲ聴カシムヘシ、若韃靼王ノ命ヲ絶ハ、國難又起ラン、敢テ禍ヲ招コトナカレ、其他事ノ如キ、唯君ノ所令ヲユルス、九月、久通等命ヲ奉シテ迺チ高崎総右衛門能乘・本田六右衛門親武ヲシテ渡海セシメ、旨ヲ琉球ニ諭ス、二年丙申（明曆）、尚質王清人船ヲ発シ使ヲ琉球ニ遣サントノコトヲ聞テ悦ヒス、藩相ニ啓シ、藩府処分アリテ軍ヲ備ヘンコトヲ請、蓋高崎等未タ達セサル故也、八月、是ヲ

大府ニ告ラル、

旧記ニ所見カクノ如シ、琉球ハ前条ニ述シ如ク、表向ハ唐土ノ属國ナレハ、日本國中ノ処分トハ異ナルヘシ、仏郎察既ニ清主ノ勅許ヲ得テ、唐土ニ隣近セル属國ニ通商ストイヘハ、琉球ハ表向唐土ノ属國ナルユヘ清主ノ命ヲ拒ミカタシ、然レトモ表向通商ヲ許ストキハ、仏郎察人ノ片口ノミニテハ信シカタシ、更ニ琉球ヨリ清國ニ問テ、其実否ヲ明ス義モアルヘシ、清國ニ再問スルハ、此方通商ノ事延緩スルニ好計ト雖、此方ノコトニ於テハ却テ一得一失アリ、其故ハ、清主別段通商ノ許アレハ其事堅固ニナリテ、此方ヨリ自由ニ止メカタク、仏郎察ニ通商ヲ許スハ、此方ノ許而已ニテモ、ト、ノウコトナレハ也、明曆中大府ノ命ニテ、琉球ノ衣冠ハ清主ノ命ニ從ハシメラレシハ、異國ヲ以て処分アリシナリ、方今彼ニ通商ヲ許スモ、異國処分ノ例ヲ用ユルハ明曆ノ例ト同意ナレハ、大府ノ例ヲ引テ請ヒ、且通商ヲ許サスハ、干戈ノ禍起リ日本迄モ乱トナルヘキコトヲ以て告ケハ、大府是ヲ許サン、明曆中大府ノ命ニ、若清主ノ命ニ從ハスハ國難起ラン、禍ヲ招クコト莫レト示サレシハ、方今通商ノコトモ同意ナリ、若又大府是ヲ許サスハ、蕃人ニ諭スニ、日本ニ請ヒシニ日本許容セス故ニ、如何トモスルコト能ハス、此上ハ更ニ貴國ヨリ日本ニ請テ、其許可ヲ受ヘシ、日本許サハ琉球コレニ從ハン、実ニ琉球ノ事情ヲ仁察スヘシト答フヘシ、然ラハ蕃人必ス得心シテ琉球無事ナラン、

客又問曰、西洋通商ノ事大府若是ヲ許ストモ、西洋人琉球ニ齎シ来ル諸品、琉球及ヒ本藩ノミニテハ売尽スコトアタハス、大府ヨリ今ノ唐物ヲ禁スル如ク、他出ヲ禁セラルトキハ其害甚シカラシ、対曰、大府唐物ノ

他出ヲ禁セラルハ其利ニ因テ設ケタル法也、故ニカ、ルトキハ大府モ其禁ヲ開カスンハアルヘカラス、若大府ヨリ西洋諸品他出ヲ禁セハ、大府ニ啓シテ云ヘシ、禁開カスンハ琉球タ、ス、琉球タ、スハ西洋ニ降り、遂ニ日本ノ兵乱ヲ招カントノ意ニテ啓シ破リ、其免許ヲ得ルヘキナリ、西洋通商ニ於テハ、本藩ノ利ニナルヤウニ計策ヲ運スヘシ、<sup>(16)</sup>

客又問テ曰、通商一タヒ起ラハ、蕃人勢ヲ得テ、在番奉行ハ漸々勢微弱ニナリ、彼次第ニ大島諸島ヲ蚕食シテ、彼ヲ制シカタキ形勢トナラン、在番奉行ハ今ノ如ニテ可ナルヘキヤ、対テ曰、此事子カ難ノ如シ、誠ニ通商ヲ許スコト甚タ残念ノ事也、実ニ止ムコトヲ得サル計ニ出ル也、前文ニ述ルカ如ク、方今西洋ノ徒唐土ニ戦ヒ勝チ、其勢張皇也、若彼ニ通商ヲ強テ辞シ、俄ニ干戈ニ及フトキハ、我國昇平久シク戦ニ習レス、始終ノ利アルヲ見ス、且皇國ノ乱ヲ引起ス故ニ、機宜ニ依テハ通商ヲ許サントス、通商起ラハ蕃人ノ勢漸々張り蚕食ノ形ヲ生セン、故ニ今ヨリ以後、此方別段武ヲ講シ、兵ヲ練リテ是ニ備ヘ、蕃人ノ勢ヲ鎮庄スヘシ、此武備ヲ修スル事第一ノ義也、夫通商ヲ許サ、レハ干戈或ハ俄ニ起ラン、是我利ニアラス、又通商ヲ許セハ蕃人ノ勢漸々張ル故、遂ニハ干戈トナルヘシ、我是ヲ知テ武備ヲ修スル故、俄ニ干戈ニ及フヨリ敵ヲ制シ安シ、俄ニ干戈起ルト漸々起ルトハ、干戈ニ及フコトハ同シケレトモ、其遅速ニテ利害異ナリ、此後武備ヲ修シテ後、干戈ニ及フハ我利多シ、若武備ヲ修セスンハ、通商ヲ許ストモ無益ト知ルヘシ、其武備モ西洋ニ用ル天砲・地砲等ノ火器ヲ多ク造ルヘシ、武備ノコトハ文長キユヘニ此ニ略ス、又通商開キタリトテ、琉球ノコトハ清主ヘノ礼或ハ在番奉行ノ渡海ハ今ノ如クスヘシ、但在番奉行等モ武備ヲ加ヘシ、

「琉球秘策」について (黒田)

客又問テ曰、西洋人久シク留ルノ計ヲナシ、彼ノ方ヨリ那覇等ノ地ニ館舎ヲ造ラントスルトキ、琉球ヨリコレヲ禁止ストモ聴カサル時ハ如何、対テ曰、琉球人ヲシテ先ツ禁止セシメテモ、西洋人必定ノ勢有テ聴サルトキハ、琉球ヨリ彼カ力ニ館舎ヲ造リ与ヘテ、西洋ヨリノ手ニテ作ラサルヤウニスヘキ也、其故ハ、琉球ヨリ館舎ヲ作レハ、他日時宜ニヨリ、其館舎ヲ毀廢スルコトモアルヘキナレトモ、彼方ヨリ館舎ヲ造ルハ、琉球ヨリ毀廢スルコトハナラサル故也、且西洋人一タヒ館舎ヲ造レハ、又其外西洋ノ諸国追々来テ、方々処々ニ館舎ヲ建ル例トナリテ、サキノ限りナキ害アルヘシ、又琉球ヨリ西洋ニ告ルニハ、琉球ニハ外国ノ人ニ館舎ヲ造ラスル国法ナキ故、此方ヨリ造リ与フルナリ、表向ニハ西洋ニ礼讓ノ趣意ニテ造ルヘキ也、假令支費アリテモ琉球ヨリ造ルヘシ、

客又問テ曰、西洋人ニ通交ヲ絶ツ策ヲ用ヒ、若仏郎察許容シテ引去ルトキハ、又諸厄利亞来ラン、仏郎察ハ風俗稍敦厚ニシテ、諸厄利亞ハ武暴也ト聞ク、殊ニ諸厄利亞ハ往年宝島・山川等ノ事有リテ、彼恨ヲ含ム、<sup>(17)</sup> 去々年長崎ヨリ伝ヘ聞クニ、薩摩ニ恨ミアル故薩摩ニ来寇スヘシト云ヘリトソ、方今仏郎察ノ言ニモ、諸厄利亞琉球ヲ取ルノ志有リ、他日兵船ヲ遣サントノ説モアレハ彼必ス来ラン、然ラハ諸厄利亞ノ害ハ仏郎察ヨリ大ナラン、対テ曰、此事尤患フヘシ、諸厄利亞来否ノ情ヲ料ルニ重ネテ来ルヘシ、然レトモ仏郎察ヨリ諸厄利亞ノ必ス兵船ヲ遣スト告タルハ、己カ交通ヲ得ル為ニイヘル詐謀虚喝モ計リ難ク、且何レノ日カ果シテ来ル事シラサレハ仏郎察ヘ交通ヲ許シカタシ、故ニ今一往通交ヲ絶ツ策ヲ用ユルナリ、方今渡海ノ日、更ニ諸厄利亞来否ノ情形ヲ採ルヘシ、諸厄利亞武暴ナルコト諸書ニ見得、且往年ヨリ、度々琉球ヘ通商ヲ乞テ



## 「琉球秘策」について（黒田）

許サル上ノコトナレハ、今一度来ルトキ、通交ヲ許サ、ラハ、干戈ヲ用ルニ近シ、故ニ其通商ヲ許スハ、諸厄利亞ヨリ寧ロ仏郎察ナルヘシ、去々年壬寅ノ年、諸厄利亞ト清国ト講和ノ訳文ヲ見ルニ、先年御取揚相成ル阿片ノ代銀二千一百万両ノ内、此度六百万両被相渡、其残り銀ハ證文ヲ差出サレ、毎年五百万両ツ、五分ノ利付ニテ可相渡云々、両国和睦相定タレトモ、阿片代銀ノ内当年六百万両被相渡タラハ、南京河上舟山古浪嶼等へ寄置タル戦船可引退、然トモ残り銀皆同不相渡内ハ、惣躰退去不相成、残り銀総渡シ相済タル上、可致退去云々ト見得タリ、此文ニ拠レハ、総銀二千一百万両清国ヨリ諸厄利亞人返シ与へ後、処々ノ戦船ハ引退ク義ナルニ、此総銀二千一百万両ハ大抵一歳ニ五百万両ツ、与フル算法ニ当レハ、去々年壬寅ノ年ヨリ来年乙巳ノ年ニテ四年ヲ歴テ首尾スルナリ、然ルニ諸厄利亞唐土ノコト結局シタル上、琉球ニ来ル説アレハ、唐山ノ事結局ト云フハ、彼阿片代銀総首尾ノコトヲ云ルナルヘシ、然レハ諸厄利亞力琉球ニ来ルハ来年ヨリ後ナルヘシ、諸厄利亞来ル連モ、前条ニ云ル如ク仏郎察ニ応スル策ニテ可ナルヘシ、然レトモ我守備ハナスヘキコト也、

客又問テ曰、西洋人琉球ニ交通ヲナストキハ天主教ヲ弘メン、其事如何、対テ曰、天主教ハ織田信長ノトキヨリ始マル、京都ニモ兩寺アリ、（豊臣秀吉の九州征伐）豊太閤西侵ノトキ、肥前ニテ彼宗門ノ徒禍ヲナス故、始テ天主教ヲ禁セラル、然レトモ天主教ヲ禁セラル、ノミニテ、西洋人ノ来ルコトハ禁ナシ、既ニシテ其教法又漸々行ハル、（徳川家康）東照烈祖ノ御時ニ至リ、西洋ノ徒潜ニ来リ告テ曰、西洋ノ徒天主教ヲ弘ムルハ、其教法ニテ人心ヲ服シ、日本国ヲ奪リ取ル計也ト、於是烈祖始テ禁令ヲ嚴ニシテ、西洋人ノ通商ヲ

モ禁セラル、天主教ノ弘マル害ヲ見ルヘシ、方今若琉球ニ西洋ノ通交ヲ許ストモ、其初二天主教ハ禁スヘキ也、是太閤ノ令ト同義也、其天主教ヲ禁スル訳ハ、琉球若天主教行ハル、トキハ日本ト往来ヲ得ス、日本ト路ヲ絶ハ、凶歳ニハ餓死ニ及フノ儀ヲ以テスヘシ、且琉球ヨリ其国人ニ令ヲ下シ、天主教ヲ受サラシムル道モアルヘシ、

客又問テ曰、方今官吏渡海ノ上、西洋人ヨリ和館ヲ焼払ヒ、種々ノ狼籍ヲナシ、或中山王ヲ生捕テ、中山王彼レニ降ラハ如何、対テ曰、箇様非常ノ変ニ値フトキハ是非ナキコトナリ、然ルトキハ我兵ヲ發シテ蕃人ヲ討平クヘシ、成敗利鈍ハ天也、力不足ハ戦死センノミ、又時宜ニ因テ大島ニ引取り、兵ヲ加ヘテ攻伐ノ術モアルヘシ、

或人又問テ曰、琉球ハ清国ヨリ封爵ヲ受テ表向ハ其属国ナリ、今西洋ノ徒清主ニ請ヒ患フヘキノ術ヲナサン歟、対テ曰、此事患フヘシ、今仏郎察ノ徒清主ニ請ヒ、清主ヨリ琉球ヘ詔ヲ下シ、西洋トノ通商及ヒ天主教弘通スヘキヲ許シアルモ計ルヘカラス、今清国勢弱ク西洋強シ、西洋是ヲ清主ニ請ハ、清国其請ニ從ハン、仏郎察当春一往琉球ヲ引キ去ルハ清国ニ至リ、此謀ヲナスモ知ルヘカラス、若清主ヨリ此詔下ラハ、本藩ヨリ私ニ是ヲ禁スルコトハ得ヘカラス、宜シク大府ニ告テ其裁決ヲ受クヘシ、又琉球ヲシテ清国ニ願ヒ、通商・天主教ノコトヲ免センコトヲ言ハシメ、其事ヲ延緩スヘシ、本藩ヨリハ私カニ琉球ニ命シテ天主教ヲ禁スル道アルヘキカ、通商ノコトハ前ニ論スルカ如シ、

或問曰、若西洋人大兵ヲ發シ琉球ヲ奪ヒ、中山王是ニ降ル時ハ、我国兵

ヲ發シテ討テ是ヲ復スヘキヤ、對テ曰ク、我邦兵ヲ發シ琉球ヲ争ヒカカ  
シ、其事卷初ニ論スルカ如シ、然ルトキハ琉球ニ書ヲ贈リ、時節ヲ以テ  
討ツヘシト告ヲクヘシ、時節ト云ヘハ年月ヲ定メサル言也、然ラハ我威  
令墜ルコトナシ、

或又問曰、前条所論ノ外ニ良策ハナキヤ、對テ曰、今所論ハ多く東照烈  
祖ノ意ニ本ツク、豊太閤ノ方略ハ多意表ニ出テ臨機応変ノ策有リ、預メ  
言カタシ、余亦前条所論ノ外ニ、琉球ノ難ヲ除ク妙計アリ、是秘奥ノコ  
トナレハ言外ニ出サス、<sup>(18)</sup>

客又問曰、琉球ハ本藩兼領ノ地ニテ、其十二万石大府朱章ノ封内ニ係ル、  
然ルニ今蕃人ニ交通ヲ許サントス、通商ノ路一タヒ開カハ、其害多シ、  
何ソ初發ヨリ戰ヲ主トシ、琉球ヨリ藩地ニ至リ、人皆死守セハ義ニ当レ  
リ、何ソ和ヲ主トシテ士氣ヲ弱クスルヤ、對テ曰、是余カ深謀遠略ニ出  
ルナリ、琉球ハ我兼領ノ地ナリト云ヘトモ、表向唐土ヨリ封爵ノ国ナレ  
ハ、皇国封域ノ内トハ名義異ナリ、我藩ニ附庸タルハ日本国中迄ノコト  
也、其詳ナルハ前章ニ論スルカ如シ、故ニ海外諸國ニ推出シテ言ヘハ、  
本藩ヨリ軍ヲ發シテ琉球ニテ戰フモ、隣国応援ノ義ヲ免レス、故ニ通商  
ヲ蕃人ニ許シタリトテモ、義理ニ失アルヲミス、假令ハ清主ヨリ琉球ニ  
表向勅ヲ下シ、西洋人ニ通商及ヒ天主教ヲ許サル時ハ、本藩ヨリ表向西  
洋人ニ對シ、其命令ヲ破ルコトアタハサルカ如シ、其命令ヲ破ルコトア  
タハサルハ、唐土ハ表向本藩ハ内属ナレハ也、又俄ニ得失是非ヲ料ラス、  
強テ彼ヲ押ヘ干戈ニ及ハ、速ニ禍乱ヲ招キ、或ハ邦家ノ危ニ至ラン、  
故ニ時宜ニ随ヒ無事ノ計ヲナシ、武備ヲ増修シテ其變ニ備フトキハ、邦

「琉球秘策」について(黒田)

家ノ無虞ヲ保ツナリ、<sup>(19)</sup>其死守義ニ当ルトテ得失是非ヲ料ラス、卒カニ戰  
ヒ徒ラニ死スルハ、愚夫ノ見匹夫ノ勇ニテ、是浪リニ戰ヲ主トシ、速ニ  
亡國ヲ招ケル宋ノ賈似道カ類ナリ、且本藩ノ人、性多クハ一旦ノ勇氣ヲ  
恃ミ、遠大ノ略少シ、深ク戒ムヘキ也、故ニ予ハ深謀遠略ヲ主トシテ、  
社稷長久邦家安全ノ良策ヲ用ユル也、

右一冊自八月八日起草至翌九日、而卒業係急卒之用之故也、故其辞  
主于達意、或文辞之拙句字之誤謬待他日之修正耳

甲辰八月十日

五秀堯 草

(註)

(1) 那覇に設置された仮屋に、附役・横目等とともに在動した薩摩藩の琉球  
統治機関の責任者。

(2) 「市広曰、二百年來昇平ノ久シキ、種々巷説喧シク、鎖攘ノ二説ニ外ナ  
ク、中ニ擾論多ク、一撃追攘セラル、モノ、如クニ唱フルモアリ、実ニ彼  
我弁セサルノ輩多キニ居ル」(東京大学史料編纂所々蔵「資輿公史料」収録  
「琉球秘策」の市來広貫の傍註。以下同じ)。

(3) 薩摩藩は日本の西南端に位置し、琉球諸島を擁して南方に門戸が開けて  
いた。薩南の種子島・屋久島・それに吐噶喇列島・奄美諸島が弧をなして  
基布し、沖縄島を本島とする琉球列島につらなる。吐噶喇列島は、現在鹿  
児島県鹿児島郡十島村となっているが、実際は七島で、かつての竹島や黒  
島などが属していたころの名残である。島は北から口之島・中之島・臥蛇  
島・平島・諏訪瀬島・悪石島・宝島と並び、室町時代の前半頃までは、列  
島中の臥蛇島あたり(北緯三〇度)が、薩琉兩國の版図上の分岐点であっ  
た。さらに、北から喜界島・大島・徳之島・沖永良部島・与論島と並ぶ奄  
美諸島は、慶長十四年(一六〇九)までは旧琉球王国領であったが、それ  
以後は島津氏の直接支配する属領となった。そのため、薩琉間の航路上に

## 「琉球秘策」について（黒田）

位置していたこれらの島々は、以後「道之島」とよばれるようになり、沖縄島等を中心とする「沖の島々」、さらにその先の宮古島・八重垣島などの先島諸島「先の島々」へと至る。

- (4) 天保十三年六月に長崎に入港したオランダ船は、天保十一年に起ったアヘン戦争に関する情報を詳細に報じた「別段風説書」とともに、イギリスが日本に艦隊を派遣して、開港をせまる計画があるという秘密情報をもたらした。この情報が動機となって、幕府は七月二十三日、文政の無二念打私令を緩和し、天保薪水給与令を宣言した。

- (5) 「市広曰、天保十三壬寅夏来崎和蘭船ノ上告書中ニ、本書ノ趣ヲ記シタリ、中ニ就テ、先年琉球属島ニ漂流セル英人ヲ殺シタルヲ記シ、其罪ヲ問ハント記シタリト、之レ文政七年ノ夏宝島ニ於テ、吉村九助ナル者カ銃殺シタルヲ云ナラン、上告書ノ趣、密ニ閣老ヨリ内話セラレタリト云」(前掲書)。

- (6) 天保十五年七月、オランダ国王派遣の軍艦パレムバン号が長崎に渡来し、アヘン戦争が清朝の敗北で終り、清朝の受けた損害が甚しかったこと、こうした事態を未然に防ぐために日本の開国を勧めるという国王ウイリアム一世の国書を捧呈した。

- (7) 天保十四年一〇月、シンガポールからルソン島を経て、八重山列島に來航したイギリス船が、在番士の拒絶にもかかわらず、同島周辺および宮古島附近の海陸を強行測量した。

- (8) 「市広曰、英米仏ノ三國、日本往來ノ弁ヲ謀ランカ爲メ、琉球ヲ根拠ノ地トセンノ意アルヲ、琉吏ハ福州在留ノ琉吏ヘ、道台ヨリ密告セシコトアリシハ三四年前ノコトナリト云フ、琉吏ハ秘シテ藩庁ニ告ゲザリシト、其秘シタル所以ハ、若シ之ヲ告ルトキハ、守衛ノ兵ヲ出シテ事ノ繁縷ヲ厭フニアリシト云フ、此事他日藩庁聞ク処トナリ、或ハ甲辰三月、仏船來リテ請フ処ノ条件中ニモ、取捨スル旨アリシト、如此、琉吏隠蔽スルノ事情尠カラサルカ故、藩吏ヲ琉人ニ変奏セシメ、親シク応接ノ場ニ臨席セシムルニ至レリ、是レヨリシテ琉吏隠蔽スルコトヲ得ズ」(前掲)。

- (9) 近世の琉球は、対外的には中国冊封体制下の「外藩」であり、対内的には將軍職の際には賀慶使を、また琉球王襲封の際には恩謝使を参府させるという「異国」の「通交国」であった。すなわち、慶長十四(一六〇九)年七月、徳川家康は琉球征服の功を賞して、島津家久に琉球を与えたが、翌年九月、將軍秀忠は家久に中山王尚氏の更迭を禁じ、琉球を明の朝貢国として温存することを命じた。幕府は琉球の支配は島津氏に任せながら、琉球王国の体裁を存続させることで中世以来の琉球通交の形態は残し、対明(のち清)外交ルートを確保しようとしたのである。

- (10) 「市広曰、英米仏琉球ヲ占領セントスルノ念ハ、全ク日本交通ノ弁ヲ得シカ爲ナリ、若シ琉球カ両属ニ非ラズ独立国ナルトキハ、彼ハ兵威ヲ以テ脅迫スルヤ必セリ、然ラサリシハ、彼、既ニ両属ナルヲ亮知スレハナリ、然ルニ琉吏ハ、清国所屬ヲ表唱シ、日本所屬ハ隠蔽シタルハ、識慮狹隘ニ外ナシ」(前掲)。

- (11) 「市広曰、琉球ハ貴賤トモニ寸鉄ヲ帶ヒス、全ク守礼ヲ以テ國ヲ保ツノ国体ナルカ故、本書ノ意、素ヨリ國人ノ長所トスル所ナリ、則柔能ク剛ヲ制スト謂テ、不可ナキカ如シ、甲辰以來、英米仏ノ暴威ヲ恐レシテ、遂ニ事ナクシテ渠退去スルニ至レリ」(前掲)。

- (12) 「市広曰、重豪公ハ英邁剛果識慮卓出ノ君ナリ、曾テ和蘭人ヘシイボルトナルヲ江戸ニ於テ見玉ヒ、尋テ帰國ノ途次長崎ニ於テ尚ホ懇遇セラレ、其時先島ノ内与那郡島ハ小ナリト雖モ、良港アルヲ以テ、該島ニ於テ貿易セン事ヲ約セラレシト、今村家々記ニ記セリ、當時、此ノ如キノ企アル、今ニシテ胆略ノ大ナル知ルベシ、齊彬公ハ専ラ重豪公ノ薰陶ヲ受ケ玉ヒ、加之、天品ノ穎器ナルカ故、早ク茲ニ見ル処アリテ、琉人ノ名義ヲ以テ、通信貿易ノ請ヲ允サレシト、密ニ計画セラレタリ」(前掲)。

- (13) 琉球は中国に対し、日琉関係を弥縫したが、島津氏の琉球支配は中国側でも周知の事実であった。天和三(一六八三)年の封王使汪楫は、その使録のなかで、「七島者口島・中島・諏訪瀬島・悪石島・臥蛇島・平島・宝島也、人不滿万、唯宝島較大国、人統呼之曰土佳喇、或曰即倭也、然

國人甚諱<sup>レ</sup>之、殊不<sup>レ</sup>知有<sup>ニ</sup>日本<sup>一</sup>者」(伊地知季安『南聘紀考』へ卷之下)収録)と、土佳喇(吐噶喇列島)は日本であることを看破している。

- (14) 島津氏は、慶長十六(一六一一)年五月までに、大島五島すなわち後の道之島を除く琉球全島に検地を実施し、同年九月には尚寧に八万九、〇八六石の知行目録を給付した。大島五島(道之島)を蔵入地に編入し、尚氏の知行権を琉球諸島のみ限定したのである。その後、寛永十一(一六三四)年八月、琉球の石高の取扱いをめぐる対幕交渉の結果、薩摩・大隅・日向諸県郡の合計六万五、〇〇〇石に、はじめて琉球国一二万三、七〇〇石を付した徳川幕府の領知判物を得た。

- (15) 十六世紀以降衰退の一途をたどっていた明は、正保元(一六四四)年、李自成の農民反乱により滅び、その李自成もまた後金(清)に滅ぼされたが、その後、清で承応三(一六五四)年、琉球への冊封使の派遣が決定し、琉清間の宗属関係の成立が確実となると、島津氏の領分ではあるが中国とも宗属関係にあるという琉球支配の矛盾が、幕藩間の大きな政治問題となった。清朝が満人風俗の強制を行っていたことから、新たな流中関係の成立が、琉球王府の官職体系や風俗などの韃靼(清朝)化に結果することが危惧され、島津氏の外聞と幕府の対外的權威を守るために、琉球の清朝との宗属関係の断絶まで考慮されたのである。しかし、このとき幕府は、島津氏の琉中関係を従来どおり維持するという基本政策を支持し、清朝もまた明国の政策をそのまま継承し、その風俗を強制することはしなかった。

- (16) 「市広曰、従来幕府カ長崎ニ於テ、支那及ヒ和蘭人カ船載ノ物品ヲ専売シテ利ヲ壟断スルハ、僉人知ルカ如シ、然ルニ琉球人モ年々福州ニ往来シテ、商事ヲ営ミ、国計ヲ為スカ故、其齋ス処ノ品物ハ鹿兒島ニ送り、薩隅日三州ニ費スノ外ハ、長崎ニ出シテ幕府ノ商会ニ買上ヲ請フノ例規ニシテ、敢テ自由ニ販売スルコトヲ得ズ、其買上ル処ノ価モ原価ニ僅ニ一二分ノ利ヲ与フルノミ、若シ密売スルモノアルトキハ、幕府ハ藩庁ニ命シテ嚴刑ニ処セシム、其例少カラズ、又藩庁ハ琉球人ノ請願ニ依リテ、品物ノ数及ヒ

「琉球秘策」について(黒田)

年限ヲ定メ、買上ケノ許可ヲ得ルコト、セリ、如此、利ノ為メ嚴密ノ法律ヲ設ケタルカ故、若シ仏人カ中山王ニ向テ請求セシ如ク、貿易ヲ開クトキハ、其物品自由商売ヲ允サ、ルヲ得サルノ理ナリ、若拒絶スル時ハ、渠兵カヲ用フルニ至ルヤ論ナシ、然ルトキハ、日本ノ牀面ヲ穢スハ無論、茲ヲ以、本書論スル旨、時勢已ムヲ得サルト謂ベシ」(前掲)。

- (17) 「市広曰、天保八年丁酉七月、児ケ水ニ渡来、日本難民数名ヲ護送ス、砲撃シ去ラシム、其事実前卷ニ記スカ如シ」(前掲)。

- (18) 「編者考フルニ、妙計云々、則開市ナラムト」(前掲)。

(19) ペリーの浦賀来航より九年早く外庄に見舞われた薩摩藩では、必然的に従来の幕藩制的軍役動員体系が十分に機能するかが問題とされ、軍役高所有体系の総点検となり、弘化四年から軍制改革が本格化する。